

調布市再犯防止推進計画

(素案)

令和4年7月1日時点
調布市

目次

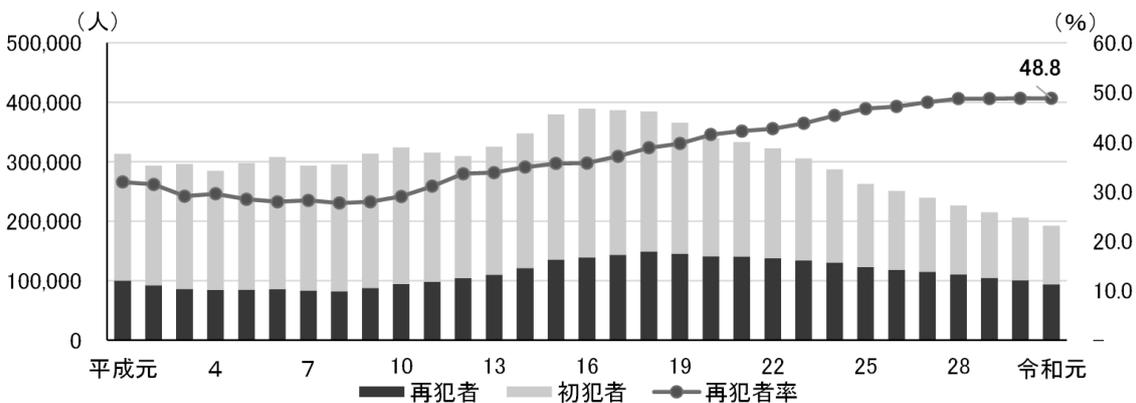
第1章 計画策定の趣旨等	1
1-1 策定趣旨・目的	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 施策の対象者・言葉の定義	4
1-4 計画の期間	5
第2章 市の現状と課題	6
2-1 統計からみる現状	6
2-2 関係機関・団体のヒアリング結果からみる現状	10
2-3 課題のまとめ	12
第3章 計画の基本方向	13
3-1 基本方針	13
3-2 各論(基本方針ごとの取り組み)	14
基本方針1:居場所のある地域づくり	14
基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携	19
基本方針3:子ども・若者が安全・安心できる環境づくり	24
基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり	27
基本方針5:多機関連携・協働による地域共生のまちづくり	30
第4章 計画の推進に向けて	32
4-1 計画の進行管理・評価	32

第1章 計画策定の趣旨等

1-1 策定趣旨・目的

我が国の刑法犯検挙人員は平成 16 年をピークとして年々減少してきています。さらにその内訳をみると、初犯者数及び再犯者数もともに減少してきていますが、再犯者率(検挙人員に占める再犯者数の割合)は増加傾向にあり、近年では5割近くを占めるまでに至っています。

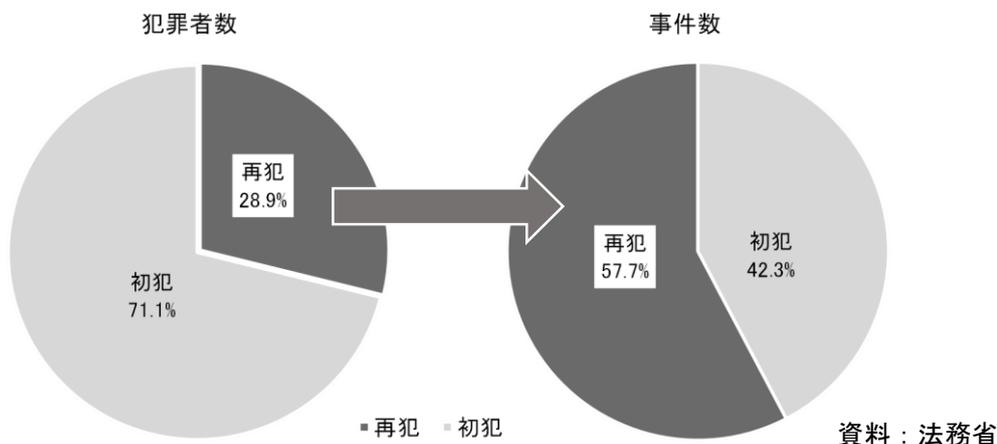
■ 刑法犯検挙人員と再犯者人員・再犯者率の推移



資料：警察庁「犯罪統計」

また、法務省が昭和 23 年から平成 18 年までの間で刑が確定した人のうち、100 万人を無作為に抽出して傾向を調査した結果によると、犯罪者数のうち再犯者数は約3割となりますが、その3割の犯罪者で事件の6割が引き起こされているという結果が示されました。

■ 犯罪者数及び事件数に占める再犯の割合



資料：法務省

このような、一度犯罪をした者等が再び犯罪をしてしまう背景として、住まいや職がないなどの不安定な生活基盤に身を置いていたり、適切な保健医療福祉サービスに結び付けられておらず必要とする支援が得られないなど、何らかの生きづらさを抱えていることが一因であると言われています。

国では、この状況を受け平成 24 年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、再犯防止対策を『「世界一安全な国、日本」復活の礎ともいうべき重要な政策課題である』と明言するとともに、平成 28 年には「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、再犯を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

東京都においても、誰もが安全で安心して暮らすことのできる「セーフ シティ」を実現するため、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をしたもの等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができる社会づくりを進めています。

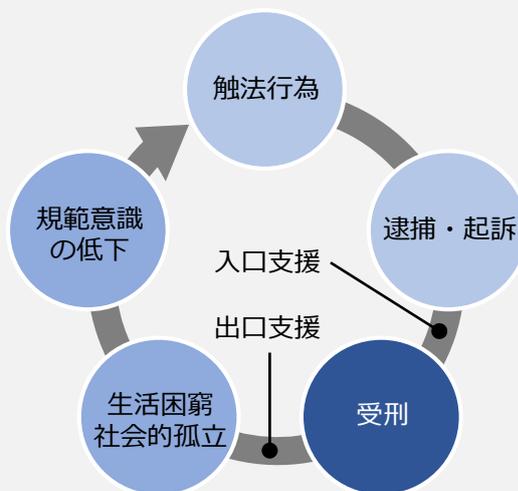
本市では、これまでも地域の見守りネットワークの構築や地域包括ケア体制の構築など、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、市民一人ひとりを大切にする視点をもってまちづくりにあたってきました。罪を犯した人であっても、生きづらさを抱えたまま地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰に向けた息の長い支援を行い、再び地域社会の一員として生活を送ることができるよう、更生に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に調布市再犯防止推進計画(以下「本計画」という。)を策定します。

📖 再犯の負のスパイラルと断ちきる支援

一度犯罪を行うと、生活の基盤が不安定化し生活困窮や社会的孤立等の状態になり、再び触法行為へと向かってしまう負の連鎖が発生することがあります。この連鎖を断ちきる視点で支援を行うことが必要です。

入口支援：身柄釈放時等に高齢や障害等により必要な福祉サービスにつなぐなどの支援

出口支援：矯正施設出所者の更生のための環境を整える福祉的支援



1-2 計画の位置づけ

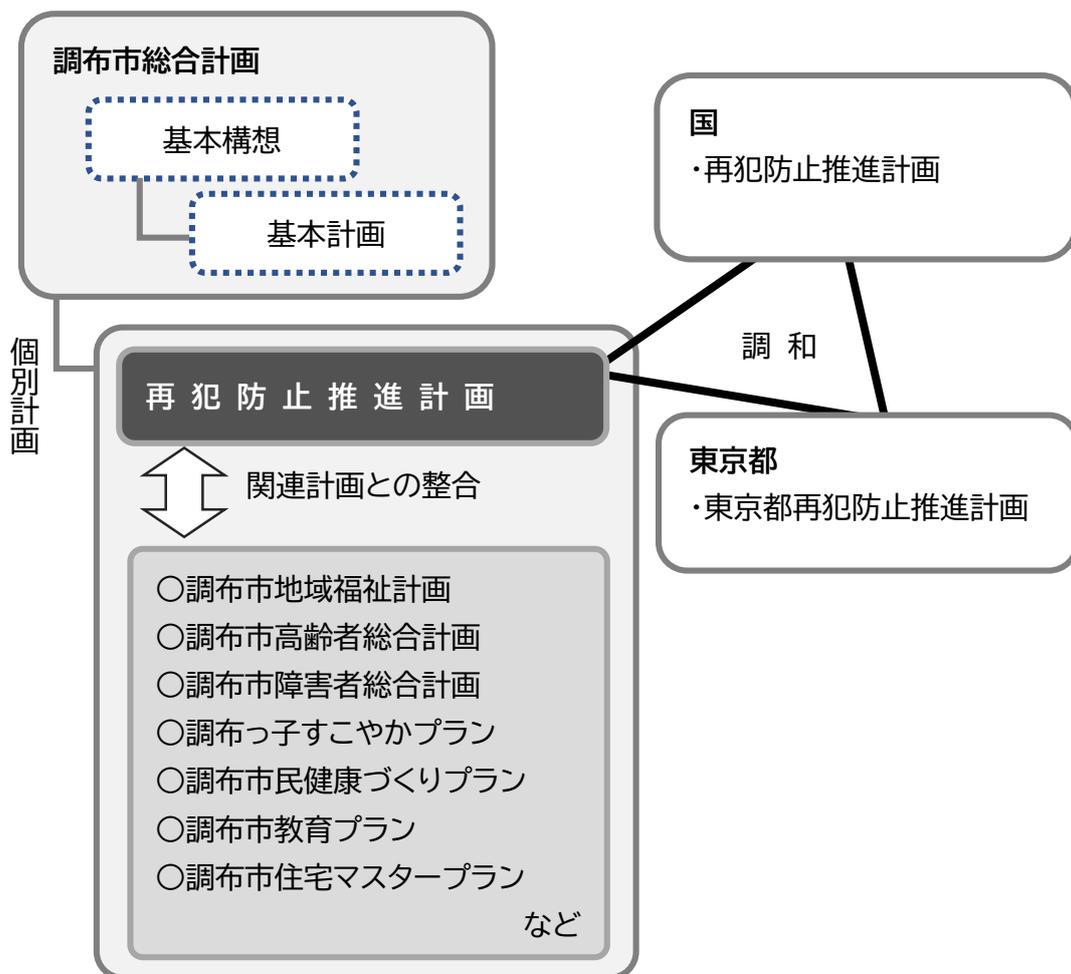
(1) 法的位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

(2) 市での位置づけ

調布市総合計画(基本構想・基本計画)を最上位計画とする、更生支援施策に関する個別計画として策定します。

福祉3計画(調布市地域福祉計画, 調布市高齢者総合計画, 調布市障害者総合計画)をはじめとした関連する保健福祉, 教育や住宅分野の個別計画と連携を図り, 地域共生社会の実現を推進します。



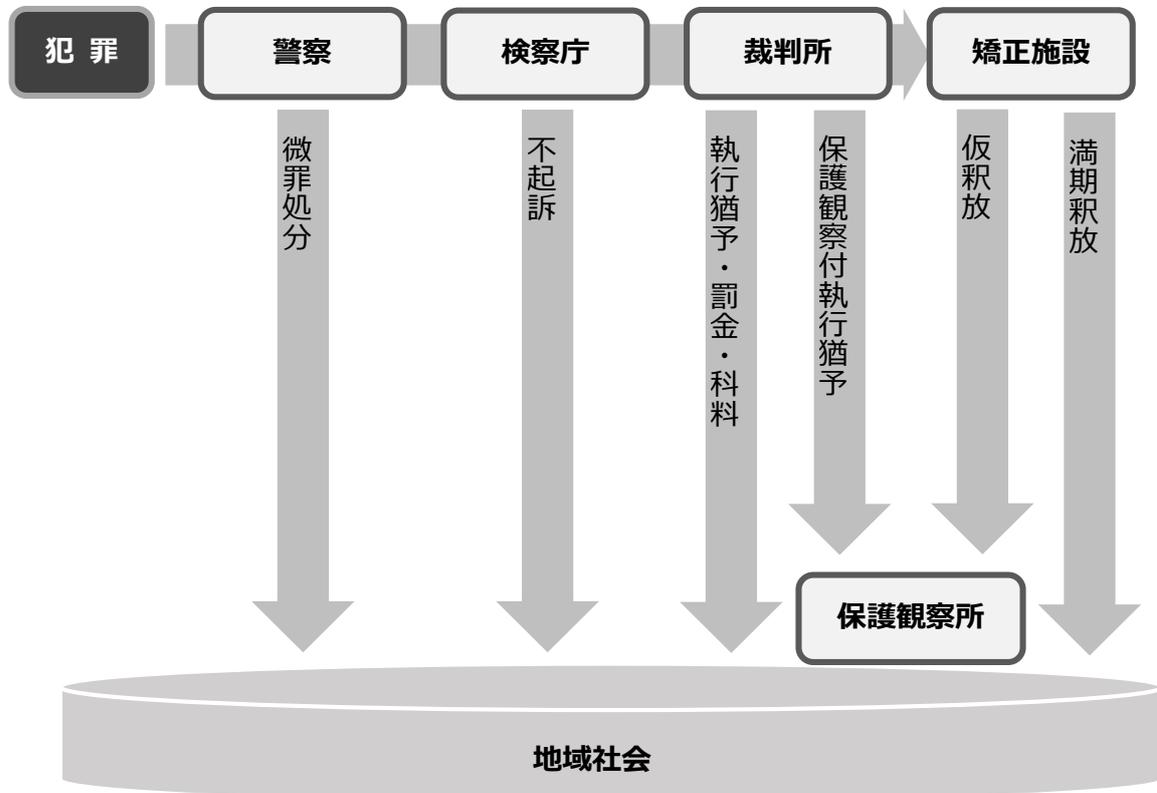
1-3 施策の対象者・言葉の定義

(1) 施策の対象者と「犯罪をした者等」の定義

本計画で扱う更生に向けた施策の対象者は「犯罪をした者等」とします。

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条において、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設退所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

■ 刑事司法手続きの流れと地域に戻るイメージ



資料：令和二年版再犯防止白書「成人による刑事事件の流れ」を基に作成

(2) 「更生支援」としての再犯防止対策

本計画では、再犯防止の対策について犯罪をした者等の視点に立ち、社会復帰に向けた更生を支えていく観点から、市の再犯防止に関する取り組みについては「更生支援」の表現を用いることとします。

1-4 計画の期間

計画期間は、令和●●年度から●●年度までの●箇年を想定しています。

なお、国や都の動向や市の関連計画との整合を図るため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う場合があります。

第2章 市の現状と課題

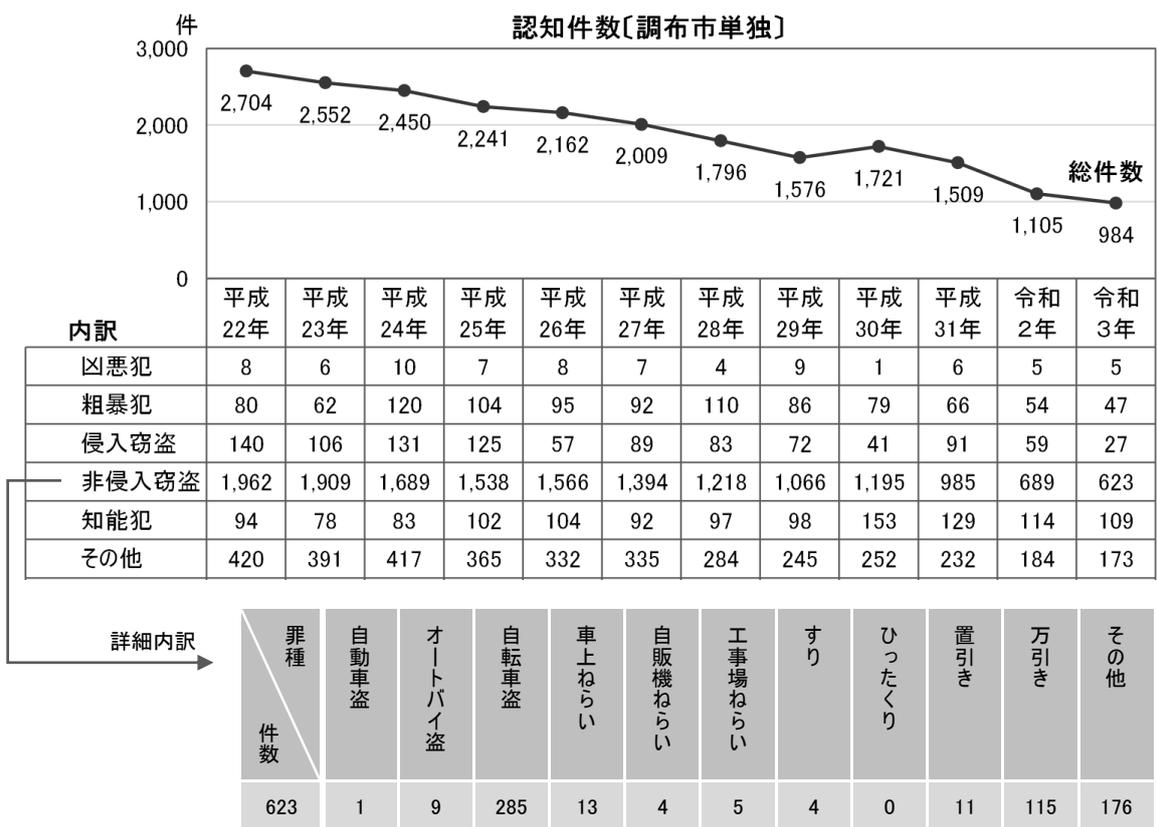
2-1 統計からみる現状

(1) 認知件数の推移

認知件数(警察において発生を認知した事件の数)は減少傾向にあり、令和3年時点では984件、平成22年と比較しておよそ3分の1の水準となっています。

内訳をみても、増加している罪種はなく、「非侵入窃盗」が623件で最も多く、次いで「その他」が173件、「知能犯」が109件となっています。

また、「非侵入窃盗」の詳細内訳をみると、「自転車盗」が285件で最も多く、次いで「その他」が176件、「万引き」が115件となっています。

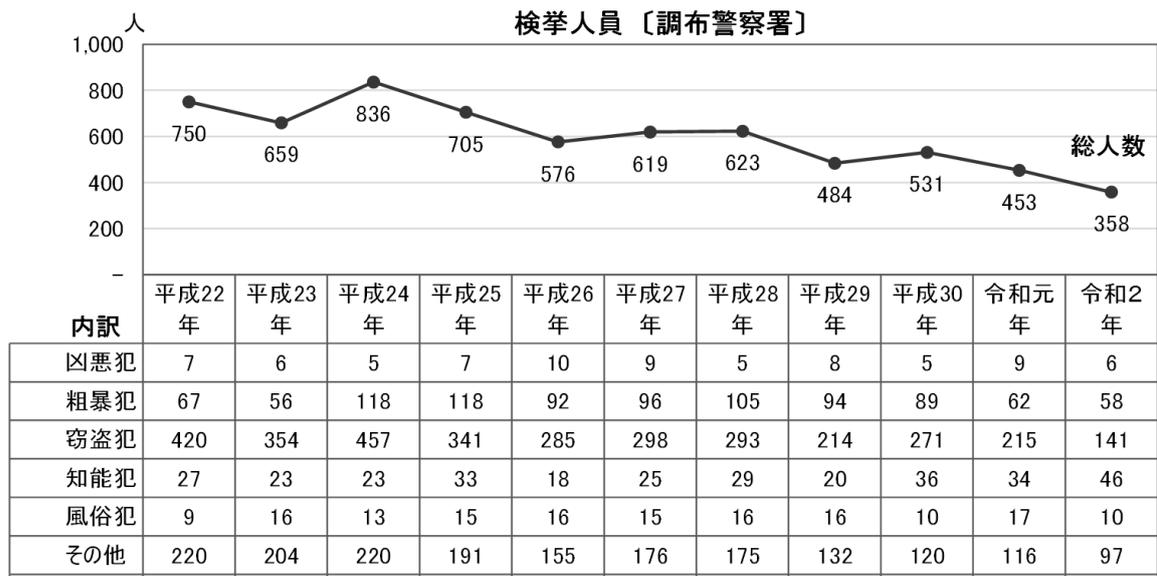


資料：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」

(2) 刑法犯検挙人員の推移

検挙人員は減少傾向にあり、令和2年時点で358件、平成22年と比較しておよそ半分ほどの水準となっています。

内訳をみると、「窃盗犯」が141件で最も多く、次いで「その他」が97件、「粗暴犯」が58件となっています。また、「知能犯」に増加の傾向がみられます。

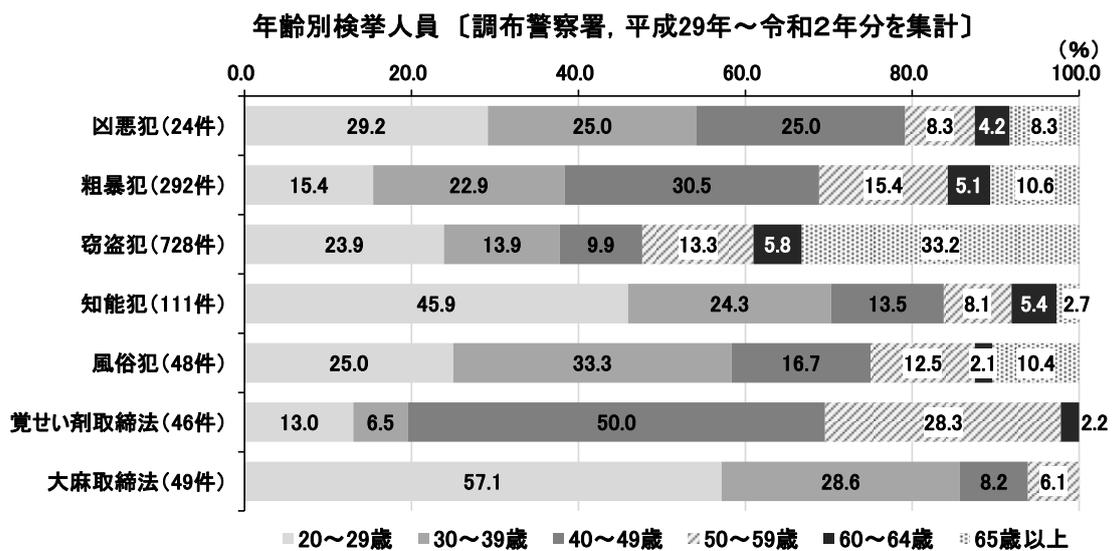


資料：警視庁「刑法犯の罪種別認知・検挙状況（警察署別）」

(3)年齢別検挙人員の状況

検挙人員を罪種別・年齢別で見ると、窃盗犯では「65歳以上」が33.2%で最も多く、50歳以上が半数を占めています。

また、知能犯では「20～29歳」が45.9%で最も多く、20・30歳代で7割を占めるほか、覚せい剤取締法では40・50歳代が約8割を占めるのに対して、大麻取締法では20・30歳代が8割以上となっています。



資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

(4)再犯者率の状況

刑法犯検挙人員における再犯者の割合をみると、調布警察署での再犯者率は45.7%となっており、東京都や全国と比べてやや低い水準となっています。

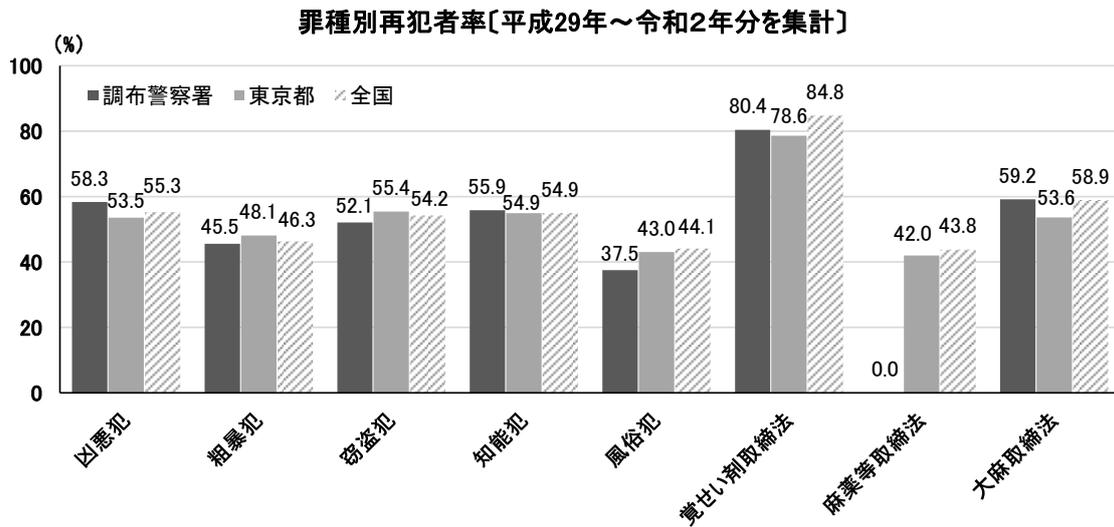
刑法犯検挙人員における再犯者率の状況〔調布警察署、平成29～令和2年分を集計〕

(単位:人)	調布警察署	東京都	全国
検挙人員【A】	1,599	93,875	706,701
再犯者【B】	730	47,037	357,387
再犯者率【B/A】	45.7%	50.1%	50.6%

資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

(5) 罪種別再犯者率の状況

罪種別の再犯者率の状況をみると、調布警察署、東京都及び全国で傾向は類似していますが、「覚せい剤取締法」が8割と高く、「大麻取締法」も約6割となっています。また、「凶悪犯」、「窃盗犯」及び「知能犯」はいずれも再犯者率が5割以上となっています。



資料：法務省矯正局提供データを基に調布市作成

2-2 関係機関・団体のヒアリング結果からみる現状

(1)ヒアリング実施概要

更生支援に関する現状や課題を把握するため、令和2年度に次の関係機関・団体に対してヒアリング調査を行いました。

■ ヒアリング対象機関・団体

調布保護司会	調布市社会福祉協議会	協力雇用主会
更生保護女性会	基幹相談支援センター	青少年健全育成地区委員会
調布市民生児童委員協議会	地域包括支援センター	保護観察所

(2)ヒアリング結果 ～犯罪をした者等の社会復帰に必要な支援～

《住居支援》

- ・高齢者の住居の確保が課題。家族がいても引き受けてくれないケースもある。
- ・普通のアパートは借りられないので、何らかの仕組み・支援をしてもらえればと思う。

《働く場》

- ・50歳を過ぎると働く場がない。
- ・刑務所での職業訓練は少し世間一般より遅れているものも多く、仕事に結びつきにくい。
- ・障害を持っている人もいるので、働ける場の選択肢が複数必要。
- ・再犯者や前科がある方の就労支援をしてくれる機関の活用。
- ・仕事を色々と紹介してもらって始めても、定着が難しい。

《協力雇用主》

- ・協力雇用主として受け入れる側としては、対象者の後ろ盾となる方々の存在をしっかりと確認でき、このようなことが確実に社会の貢献につながっているという実感をもてることが重要だと思う。雇用中に万が一のことがあった場合に公的機関のサポートや保障があるのかについて、受け入れ側に対し、より詳しく説明する機会があると良い。
- ・仕事を定着させる上では、協力雇用主がきちんと指導してくれるのが大事。日頃の生活指導は保護司がやってくれている。

《薬物依存からの回復》

- ・薬物依存の治療、支援が必要。
- ・ダルク等と連携して、薬物依存に悩む方の支援を行う。

《相談体制の充実と周知》

- ・保護観察が切れた後のケアができていない。

- ・保護司が関わる期間は短いので、それ以降の相談先の充実と周知が必要。
- ・支援を行っていて、若い人は携帯電話を駆使して何でも聞いてくれるが、年配の方はつながりが切れてしまいがち。
- ・社会復帰にあたっての生活面を一緒に振りかえられる相談支援、必要なサポート機関へつなげられるフォローアップ体制の構築が必要。
- ・複合的な課題を抱えている人も多いので、一つの窓口で相談に対応してもらえるようになるとうい。

＜就学支援＞

- ・少年院を出る子は中卒か高校中退のため就職にも直結し、生きづらさにつながっている。そのため、就学の支援も重要。
- ・少年院で高卒認定をやっているが、仕事を希望することが多いようだ。
- ・BBS の学習支援とも連携できるとよいのでは。

＜保護司＞

- ・更生保護を進めて行く上で重要となる、保護司の適任者確保が一番の課題。
- ・保護司会への支援、情報提供、下支えをお願いしたい。

＜地域で受け止める体制づくり＞

- ・地域で受け止められる拠点の整備。
- ・インフォーマルな見守り支援があるとよい。
- ・災害対策では避難行動要支援者など地域の中で支援する仕組みを作っている。そのように地域の中で知っておき支援することは何かできないだろうか。

＜関係機関・団体の連携＞

- ・一人の再犯者に多くの人に関わり見守ること。各種団体の協力と、各々の役割と繋がりを持つこと。
- ・守秘義務が厳しく、情報が1対1では入ってくるが、相談ごとが共有できない。場合によっては複数の支援が必要なこともあると思う。信頼のおける守秘義務を持っている人同士の支援体制がつくられるとうい。

＜ネットワークづくり＞

- ・準備委員会をきっかけに、横のつながり、これを中心にしっかりしてほしい。役所の中の横のつながりを強化してほしい。
- ・対象者の高齢化が進んでいくと思われ、社会福祉との連携がより大切になっていく。
- ・策定に向けたネットワーク作りだけではなく、今後策定後の実施を評価するうえでもネットワークが必要。

2-3 課題のまとめ

調布市の現状を踏まえ、下記の通り課題をまとめました。

ヒアリングからみる状況	課題
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住居支援 ◇ 働く場 ◇ 協力雇用主 	<p>〔就労・住居〕 就労支援を行う機関や就職した後の定着支援が必要。 また、住居を借りる仕組みや支援が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 薬物依存 ◇ 相談体制の充実と周知 	<p>〔保健医療・福祉サービス〕 複合的な課題を抱えている人への支援等が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 修学支援 	<p>〔修学支援〕 中卒や高校中退等の学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保護司 ◇ 地域で受け止める体制づくり 	<p>〔民間協力者の活動促進と啓発活動〕 保護司を中心とした民間協力者への支援が必要。 また、更生支援に関する地域への理解・啓発の浸透が必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 関係機関・団体の連携 ◇ ネットワークづくり 	<p>〔連携の強化・ネットワークづくり〕 各種団体の連携や、市役所内部を含めた横のつながりづくり、ネットワークづくりが必要</p>

第3章 計画の基本方向

3-1 基本方針

国や都の再犯防止推進計画の基本方針、及び市の現状と踏まえ、本市の更生支援施策の基本方針を以下の通り設定します。

■計画の基本方針

基本方針1:居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

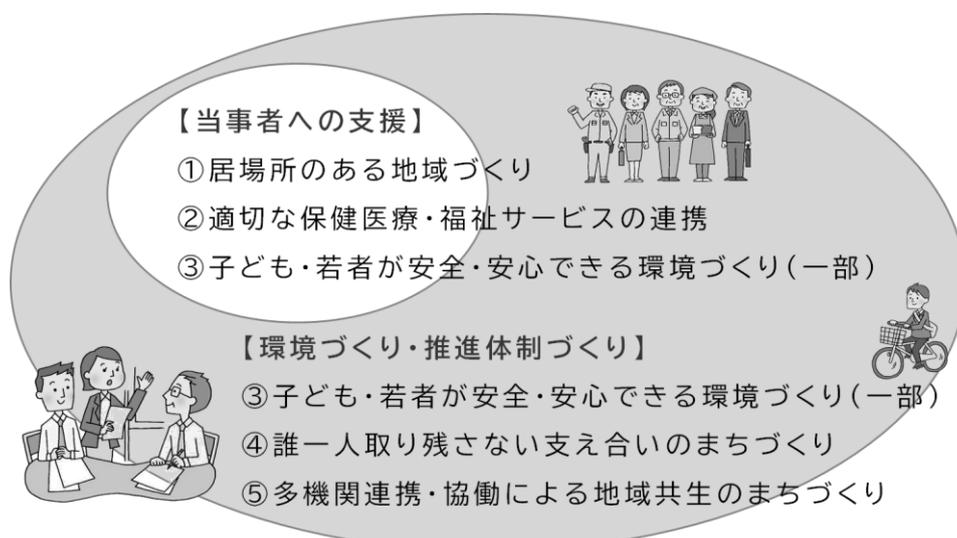
基本方針3:子ども・若者が安全・安心できる環境づくり

～非行防止と修学支援の充実～

基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

基本方針5:多機関連携・協働による地域共生のまちづくり



3-2 各論(基本方針ごとの取り組み)

基本方針1:居場所のある地域づくり

～居場所・就労・住居確保支援の充実～

① 居場所づくり

■ 課題・現状等 ■

- 犯罪をした者等が地域の中で孤立してしまうと、不安や疎外感などから再び罪を犯すリスクが高まることが考えられます。そのため、地域の中で居場所をつくり、地域社会の一員としての自覚や自己有用感を育める環境を提供することが重要です。
- 若者世代においては、学校生活の場以外にも居場所を持つことにより、年上の若者や大人との交流機会が生まれ、そこから自身の成長イメージや目標を持てるよう促すことが重要です。

■ 施策の方向性 ■

地域社会の一員として、地域住民との交流や社会活動に参加する機会として、サロン等の交流の場づくりを地域や関係機関、民間協力団体と連携して拡充します。

■ 施策の内容 ■

(1)子ども・若者の居場所づくり

- ◇ 中・高校生世代の若者が地域の中で居場所を持つとともに、打ち込みたいことの発見や悩みなどの相談に対応できるよう、青少年交流館、青少年ステーションやここあ等の居場所事業を実施します。また、NPO 法人等が実施する居場所事業の支援も行います。〔社会教育課・児童青少年課〕
- ◇ 保護受給世帯や生活困窮世帯等に該当する中学生を対象に、学習面のサポート及び大学生等の年齢の近い方たち交流を通じて、自身の成長イメージや目標を持ってもらうため、学習支援を行います。〔生活福祉課〕

(2) 誰もが集える居場所づくり

- ◇ 高齢者や障害者をはじめ、地域の誰もが気軽に集い、顔の見える関係を構築することができるよう、市民主体のサロン活動を支援します。〔福祉総務課〕
- ◇ 本市の福祉圏域である8つの圏域すべてに地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、地域住民の身近な相談相手としての役割を担うとともに、地域の課題解決に向けて関係機関との調整や、居場所づくりなどの住民主体の活動を支援するなど、地域に密着した支援を提供します。〔福祉総務課〕

② 就労確保の支援

■ 課題・現状等 ■

- 社会復帰や自立した生活を送るためには仕事に就くことが重要ですが、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつくことが指摘されています。
- 犯罪をした者等の生活再建に向けて、関係機関を連携し、就職や定着に向けた支援を行うことが必要です。

■ 施策の方向性 ■

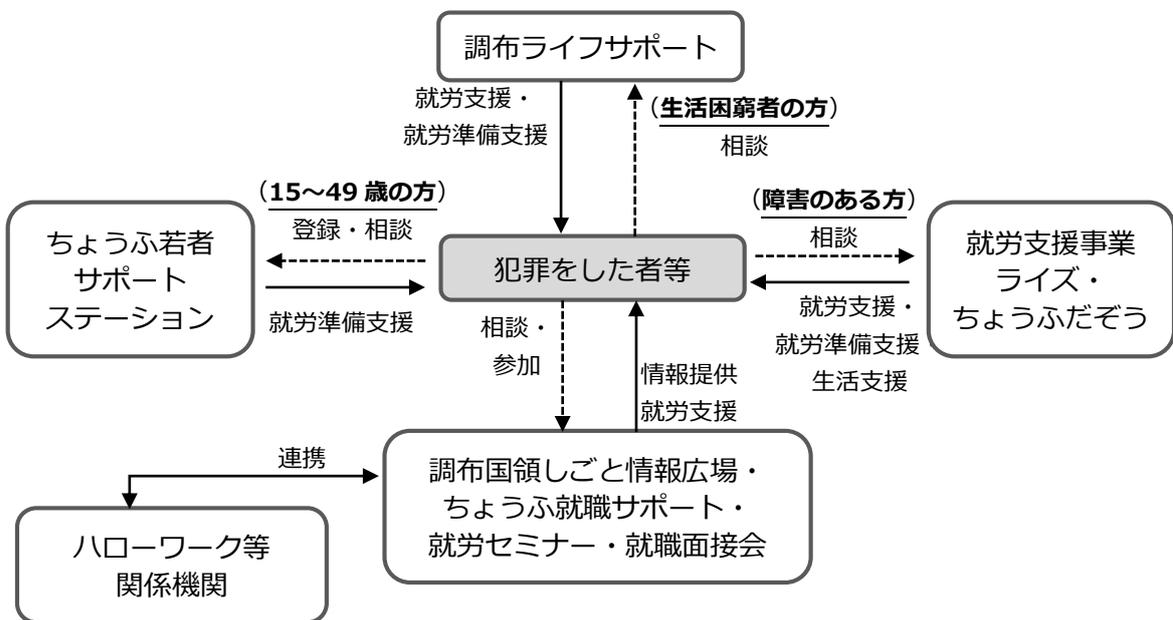
関係機関と連携し、犯罪をした者等の就職に向けた相談対応や支援を行います。

■施策の内容■

(1)就労に向けた支援体制の充実

- ◇ 利用者一人ひとりが特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、様々な就労支援機関があることを周知するとともに、就労を希望する犯罪をした者等の希望実現に向けて、相談支援や就労に向けた訓練等の支援を行います。〔生活福祉課・障害福祉課・産業振興課〕

■特性に応じた就労支援体制



(2)関係機関と連携した就職情報の提供等

- ◇ ハローワーク等の関係機関と連携し、調布国領しごと情報広場では求人情報の提供や就労相談を実施するとともに、ちょうふ就職サポートにおいても就労相談を実施します。また、関係機関との連携のもと、就職面接会等のイベントを開催します。〔生活福祉課・産業振興課〕

- ◇ 犯罪をした者等の、自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主である「協力雇用主」について、市のホームページ等を用いて、制度を広く周知することによって、協力雇用主の開拓・確保に協力します。〔産業振興課〕

③ 住居確保の支援

■ 課題・現状等 ■

- 安定した生活を送るためには住居の確保が必要となりますが、満期出所者の4割以上が住居を確保されないまま出所し、再犯に至るケースが指摘されています。
- 犯罪をした者等が矯正施設から出所した後に住居(民間賃貸物件)確保をする場合、家賃保証、緊急連絡先や見守りの有無が課題になります。

■ 施策の方向性 ■

住宅確保要配慮者の支援として、福祉関係者や不動産団体等で構成する「居住支援協議会」において支援の在り方を検討します。

■ 施策の内容 ■

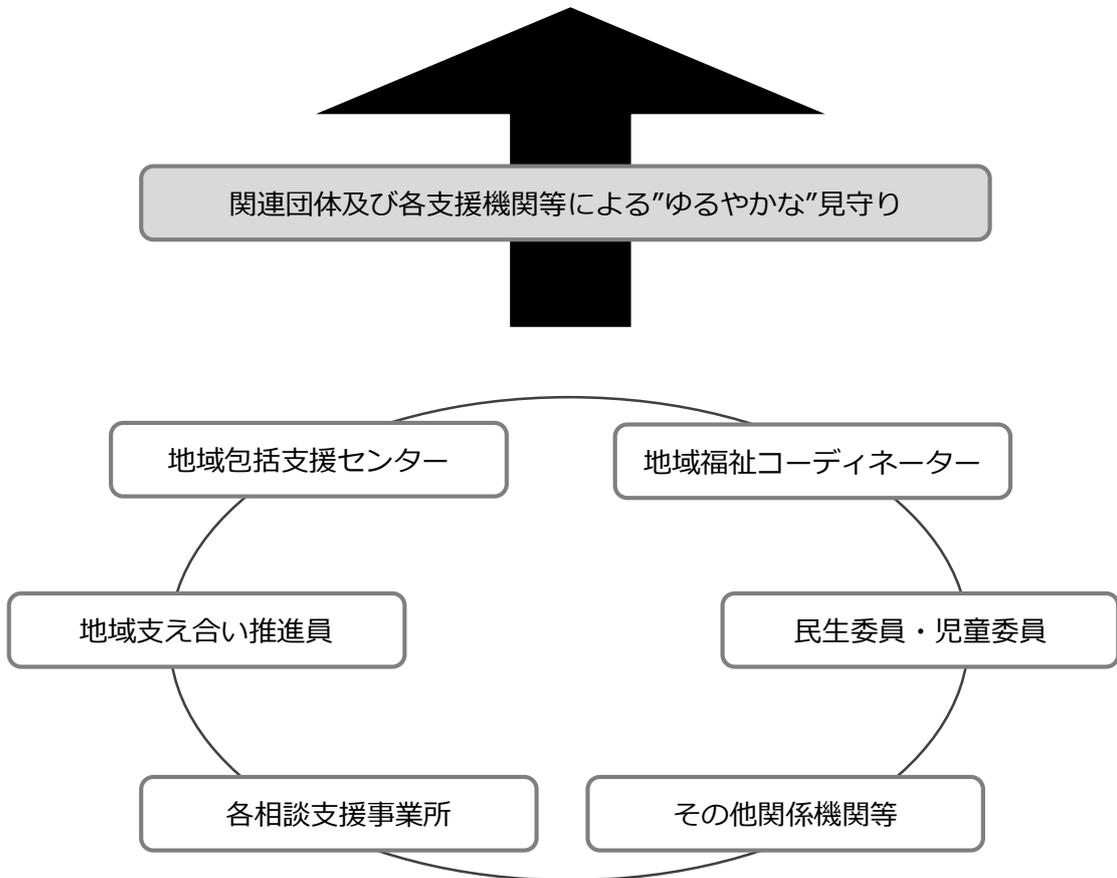
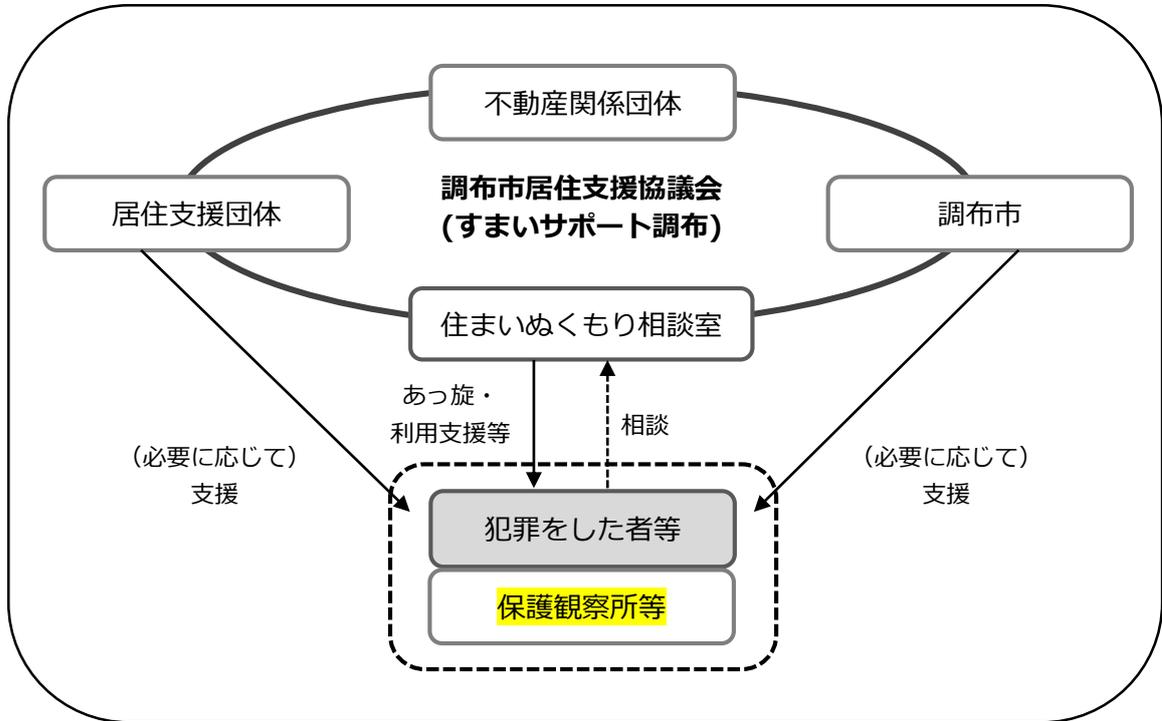
(1) 住居確保に向けた相談体制等の充実

- ◇ 犯罪をした者等、様々な事情によりお住まいにお困りの方に対し、住まいぬくもり相談室において、必要に応じて保護観察所をはじめとする関係機関等と連携し、相談対応や住宅のあっ旋を行うとともに、福祉所管部署と連携し、住宅確保に必要な支援を行います。〔住宅課〕

(2) 住居確保に向けた各種支援の充実

- ◇ 犯罪をした者等が円滑に住居を確保することができるよう、必要に応じて保護観察所をはじめとする関係機関等と連携し、調布市居住支援協議会(すまいサポート調布)において、支援のあり方を検討します。〔住宅課〕
- ◇ 離職等により、住居を失った方又は失うおそれのある方に対して、住居確保給付金により、経済的支援を行います。〔生活福祉課〕

■住居確保支援イメージ



基本方針2:適切な保健医療・福祉サービスの連携

～保健医療・福祉サービスの利用促進～

① 高齢者や障害者への支援

■課題・現状等■

- 刑法犯検挙人員に占める 65 歳以上の割合は年々増加し、近年では年齢層別で最も多い世代となっています。さらに、高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は全世代の中で最も高いこと、また、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者の約4割が出所後6か月未満と、短期間で再犯に至っている現状があります。
- 知的障害のある受刑者も再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。
- 高齢者や障害者の再犯を防止するためには、本人の状態に適した福祉や医療サービスにつなげ、必要な支援を受けることが重要です。そのため、そのような支援を必要とする高齢者等が身近にいた際、周囲の住民が気付き、関係機関へつなげることができる見守り体制が必要となります。
- 認知症は、その症状として支払い行為を忘れることがあり、結果として万引き行為と同様の行動をとってしまうことがあります。今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが懸念されるため、誰でもなりうる認知症に配慮した対応を行えるよう、より多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうことが必要です。
- 触法障害者が障害福祉サービスを利用するにあたっては、支援内容を検討するにあたり再発防止に向けた取り組みを考慮する必要があります。
- 心神喪失者等医療観察法のもと退院した障害者や高齢者等の対応のため、司法や医療分野等と連携し、社会復帰に向けた支援を行う必要があります。

■施策の方向性■

地域包括支援センターや障害者地域生活支援センター等の相談窓口を中心に、関係機関連携のもと、一人ひとりに状況に適した福祉サービスの利用に結びつけます。

■施策の内容■

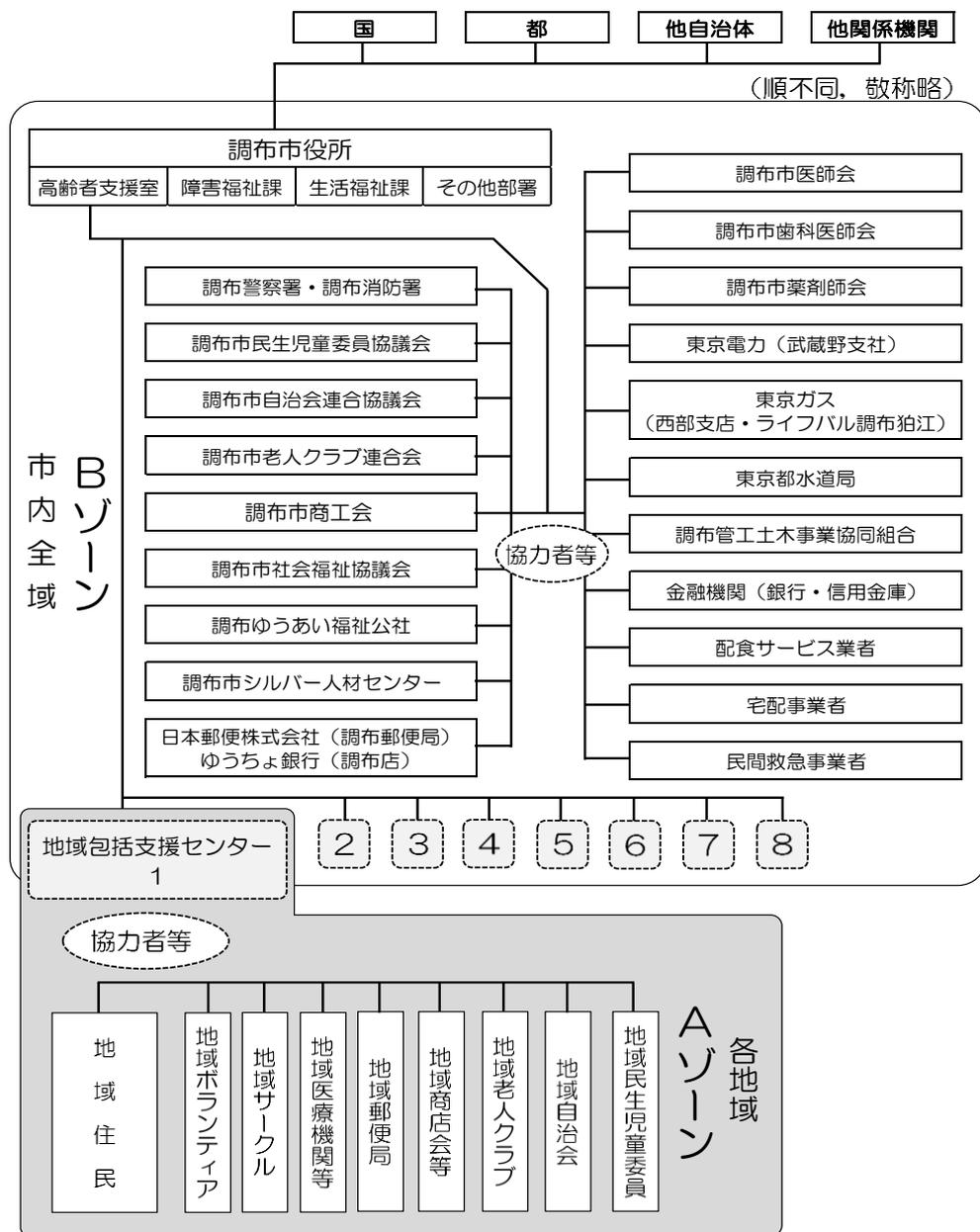
(1)相談窓口の充実と包括的な支援体制の強化

- ◇ 地域包括支援センターにおいて、高齢者の相談を総合的に受け付けるとともに、関係機関と連携し高齢者一人ひとりの状況に適した支援につなげます。〔高齢者支援室〕
- ◇ 障害者本人の自立と社会参加を支援するため、障害者相談支援専門員が当事者の状況に適した支援プランを検討するとともに、再犯の可能性のある障害者に対しては、未然防止を意識した支援内容となるよう配慮します。〔障害福祉課〕
- ◇ 総合福祉センターにおいて、福祉全般にわたる相談の対応を行います。また、相談の内容に応じて必要なサービス利用につなげたり、適切な機関への橋渡しを行います。〔福祉総務課〕
- ◇ 本市の福祉圏域である8つの圏域すべてに地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、地域住民の身近な相談相手としての役割を担うとともに、地域の課題解決に向けて関係機関との調整や、居場所づくりなどの住民主体の活動を支援するなど、地域に密着した支援を提供します。〔福祉総務課〕【再掲】
- ◇ 障害理解の促進・普及啓発について追記予定。

(2)地域全体で見守る体制の充実

- ◇ 犯罪をした者等, 地域の中で孤立するなど生きづらさを抱えている人に気づき, 必要な支援に結び付けられるよう, 見守りネットワーク(みまもっと)の関係者に更生支援に関する啓発を行い, 見守り体制の強化を図ります。[福祉総務課・高齢者支援室]
- ◇ 認知症の方の誤った行動に対して, 周囲が認知症に配慮した対応を行えるよう, 認知症理解のための講座を開催し, 周知啓発に努めます。[高齢者支援室]

■調布市見守りネットワーク(愛称「みまもっと」)協力体制イメージ図



資料：高齢者支援室

② 生活困窮者への支援

■ 課題・現状等 ■

- 受刑者の中には、約7割が無職であったり、約2割が住居不定であるなど、生きづらさを抱えた状況であることが一因と考えられ、安定した生活を再建するための支援が求められます。
- 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持するのが困難になるおそれのある人を対象に、相談から自立に向けた就労支援等のサポートを提供する必要があります。

■ 施策の方向性 ■

生活が安定するまでの期間の支援として、相談支援や必要な生活支援サービスを提供します。

■ 施策の内容 ■

(1) 自立に向けた相談・支援の充実

- ◇ 犯罪をした者等の自立に向けて、ワンストップ型の相談・支援窓口「調布ライフサポート」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行います。〔生活福祉課〕

■ 調布ライフサポートの支援内容



(2) 経済的支援の実施

- ◇ 生活が安定するまでの間、必要となる費用の貸付や助成を行います。また、住居確保等のために必要な場合は、生活保護の利用を促します。〔生活福祉課〕

③ 薬物依存症者への支援

■ 課題・現状等 ■

- 覚醒剤取締法違反により受刑した者の約半数は、出所後5年以内に再び刑務所に戻っている現状があります。
- 薬物依存症者の更生支援には、必要な保健・福祉の支援に結びつけることが重要であり、多機関連携のもと、適切な福祉・保健サービスを提供することが求められます。
- 有名人による薬物使用の事件が発生した場合、若者の間で「気軽に使っていていい」と捉えられる危険性があり、安易に薬物に手を出してしまう傾向が水面下で広がっていることが懸念されます。

■ 施策の方向性 ■

薬物依存からの回復を支援するため、関係機関と連携し適切な医療を受けられるように支援します。また、相談支援により適切な保健・福祉サービスの利用につなげます。

未然防止や薬物依存への理解を深めるため、薬物依存に関する広報・啓発を行います。

■ 施策の内容 ■

(1) 薬物の危険性の理解・啓発の促進

- ◇ 薬物乱用の根絶を図るため、地域において薬物乱用防止の啓発活動を行います。また、生徒が薬物に対して正しい知識と理解を持てるよう、中学校において東京都の薬物乱用防止ポスター・標語に応募する取組を実施します。〔健康推進課〕

(2) 関係機関と連携した相談・支援体制

- ◇ 薬物依存症者が適切な医療に結びつくように、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関との連携を強化します。回復に向けた効果的な保健・福祉サービス等の選択ができるよう、相談体制の充実を図ります。〔障害福祉課〕

基本方針3:子ども・若者が安全・安心できる環境づくり

～非行防止と修学支援の充実～

① 非行の未然防止等

■課題・現状等■

- 新たに少年院に収容された者の 24.4%, 新たに刑事施設に収容された者の 34.8%が中学校卒業後に高校等の学校に進学していないという現状があります。
- 非行による児童生徒の退学や不登校等を防止するため, 学校での相談支援体制の充実や, 地域における居場所を確保することが求められます。

■施策の方向性■

児童生徒の非行を未然に防止するため, 地域や関係機関等と連携して薬物や犯罪被害等に関する啓発活動を行います。

さらに, 非行だけでなく, 不登校等の児童生徒が抱える生活上の問題に対応するため, 相談体制を充実させます。

■施策の内容■

(1)児童・生徒の悩みを受け止める相談体制の充実

- ◇ 学校不適応や不登校, 保護者の養育不安等の悩みを受け止め, 適切な支援へと結びつけるよう, スクールソーシャルワーカーによる相談支援を行います。また, 心理の専門家による相談対応や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。
〔指導室〕
- ◇ 気軽に相談できる窓口として, 匿名で相談できる電話相談(心のキャッチホン)を実施するとともに, 相談の内容に応じて適切な相談窓口や支援機関等へと案内します。
〔指導室〕
- ◇ 子ども・若者総合支援事業「ここあ」で不登校, 無業, ひきこもり等社会生活を営むうえで困難を抱える概ね 15 歳以上の方への相談・支援を行います。〔児童青少年課〕

(2)非行防止活動の実施

- ◇ 児童・生徒が触法にあたる行為をしたり関わるようなことがないよう、警察等の関係機関と連携し、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、スマートフォン・携帯電話等の使用に関する指導や「生命(いのち)の安全教育」等の安全教育を実施します。また、警察を交えた会議を定期的開催し、情報共有等を行います。〔指導室〕
- ◇ 調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会において、地区委員会の実施する青少年健全育成事業、非行防止活動、有害環境浄化活動、あいさつ運動を支援します。また、調布市青少年問題協議会の下部組織として位置付けられている調布市青少年補導連絡会において、非行防止パトロールや研修会、環境実態把握などを行います。〔児童青少年課〕

② 立ち直り・学び直し支援

■課題・現状等■

- 生活面や学習面等で何らかのつまづき感や悩みを抱え、中卒や高校退学となってしまう場合、就職へ影響してしまうケースもあるため、継続した学びや進学・復学の支援を充実させることが求められます。
- 生きづらさを抱える子ども・若者を支援するためには、教育機関だけでなく、福祉関係機関や地域で活動する団体などが連携して包括的にサポートする体制が必要です。
- 子ども・若者が家庭の事情等により進学や就職を断念してしまうことがないよう、自立に向けた相談支援をはじめ、学習支援や居場所の提供を行うことが必要です。

■施策の方向性■

非行のある少年の立ち直りを支援するため、関係機関連携のもと、適切な支援を提供します。

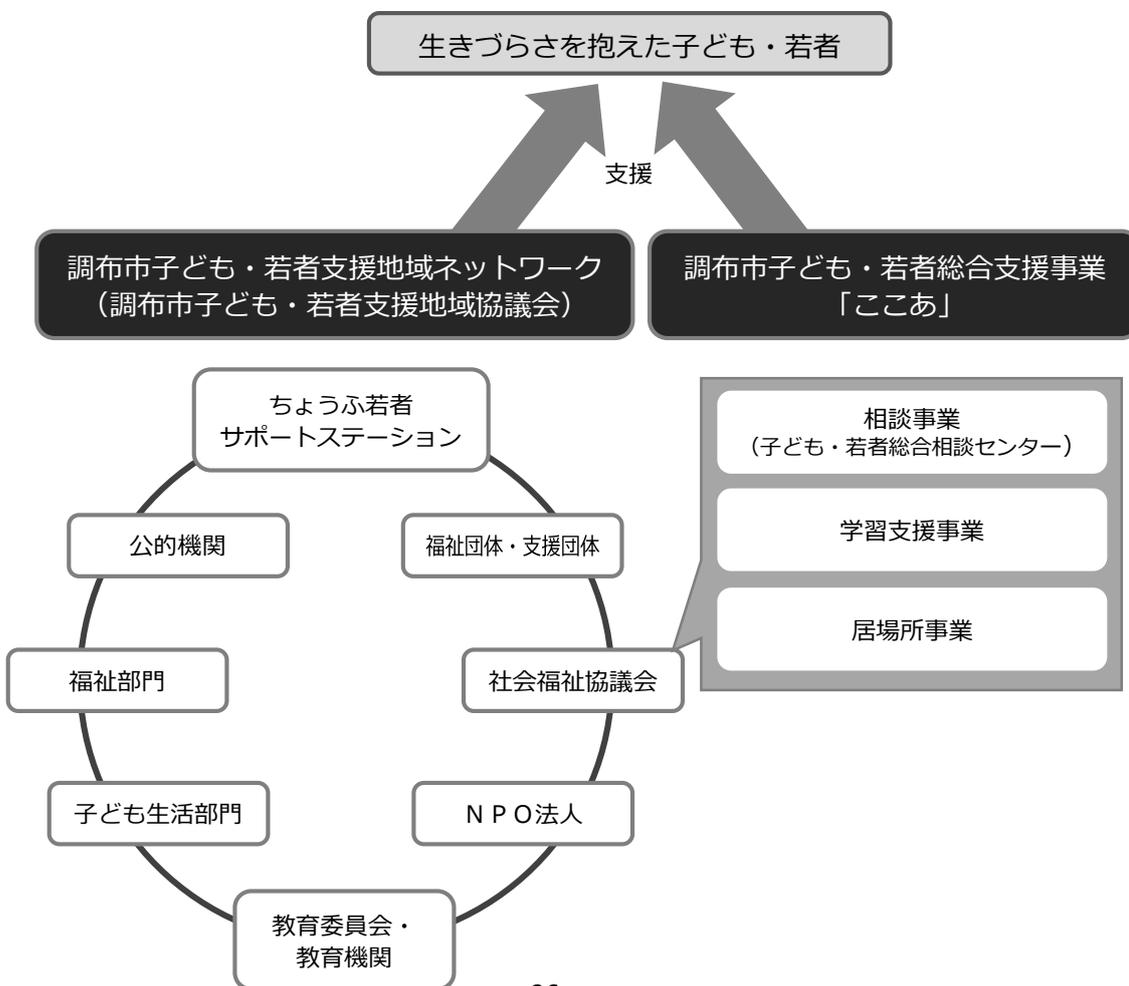
また、事情により学習ができない環境にある児童・生徒が安心して学習することができるよう、地域での学びの場・居場所の確保を行います。

■ 施策の内容 ■

(1) 立ち直り・学び直し支援の充実

- ◇ 子ども・若者総合相談センター(ここあの相談事業)において、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者からの相談に対応し、必要な支援機関へ紹介を行います。〔児童青少年課〕
- ◇ 就職や進学等の社会復帰のために「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」等、関係機関との連携を行いながら、必要な支援を行います。また、高校等への復学や進学等を希望するものに対しては学習支援を行います。〔児童青少年課〕
- ◇ 家庭の事情等により高校進学をあきらめてしまうことがないよう、経済的に困窮している世帯の中学生を対象に、学習支援を行います。〔子ども家庭課・生活福祉課〕
- ◇ 中・高校生世代の若者が地域の中で居場所を持つとともに、打ち込みたいことの発見や悩みなどの相談に対応できるよう、青少年交流館、青少年ステーションやここあ等の居場所事業を実施します。また、NPO 法人等が実施する居場所事業の支援を行います。〔社会教育課・児童青少年課〕

■ 子ども・若者支援地域ネットワークと子ども・若者総合支援事業「ここあ」



基本方針4:誰一人取り残さない支え合いのまちづくり

～地域防犯・広報啓発の充実と民間協力者の活動支援～

① 民間協力者の活動促進等

■課題・現状等■

○地域には、犯罪をした者等の指導や支援を行う保護司、社会復帰を支える更生保護女性会、BBS 会等の更生保護ボランティアがいます。しかし、保護司の高齢化や民間ボランティアの現減少傾向が課題となっています。

■施策の方向性■

保護司や更生保護ボランティア等の円滑な活動を実現するための支援を検討します。

■施策の内容■

(1)民間活動団体の支援の充実

- ◇ 調布地区防犯協会の活動支援や、防犯キャンペーンを連携して実施することにより、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。〔総合防災安全課〕
- ◇ 北多摩地区保護観察協会への参画を通じて、保護司会の活動を支援します。また、保護司が面接を行う際の場所を調整・提供します。〔福祉総務課〕
- ◇ 毎年7月の強化月間を中心に、法務省主催の全国運動である「社会を明るくする運動」を実施し、市民に積極的な協力を呼びかけます。〔福祉総務課〕
- ◇ 各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等にあたる保護司会や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS 会の活動拠点の確保のほか、会議の開催・活動に伴う諸手続き等のサポートを通じて、更生保護活動を円滑に行うことができるよう支援します。〔福祉総務課〕
- ◇ 地域に根ざした広範囲な活動をしている民生・児童委員に対する、活動拠点の確保のほか、会議の開催・活動に伴う諸手続き等のサポートを通じて、地域での相談体制の強化を支援します。〔福祉総務課〕

(2)民間活動団体間の連携強化

- ◇ 保護司と民生・児童委員が定期的な合同研修において情報共有を図ることで、団体間の連携を強化します。〔福祉総務課〕

⇒次ページに保護司、更生保護女性会、民生児童委員の紹介コラムを入れる。

② 広報・啓発活動の促進

■ 課題・現状等 ■

- 犯罪をした者等が社会に復帰するためには自ら努力する**とともに**、地域の中で孤立することのないよう、市民一人ひとりの理解と協力も必要であり、そのためには**更生支援**の取り組みに対しての関心と理解を深めてもらうことが重要です。
- 「再犯防止」という言葉からは、ネガティブなイメージを持たれ、地域の中に受け入れられないことが懸念されるため、地域の中で受け入れてもらうためには慎重に理解を浸透させていく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

より多くの市民が**更生支援**に対しての理解を深め、活動へ参加や協力をしていただける機運を高めるため、**更生支援**に関する広報や啓発の機会を拡充します。

■ 施策の内容 ■

(1)防犯意識及び**更生支援**に関する啓発と理解の促進

- ◇ 市民一人ひとりが犯罪を発生させることがないように、空き巣や自転車盗難などの身近に起こる犯罪の発生状況及び発生予防のための対策について情報発信を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。〔総合防災安全課〕
- ◇ 犯罪及び非行防止や更生に対して市民一人ひとりが理解を深め、犯罪が起らないまちづくりを進めるため、関係機関と連携して「社会を明るくする運動」を実施します。〔福祉総務課〕
- ◇ **更生支援**に関する研修や講座等といった周知・啓発の機会を、関係機関に対して提供します。〔福祉総務課〕

③ 地域の防犯力の向上

■ 課題・現状等 ■

- 更生支援に取り組むことはもちろんのこと、何よりも地域から犯罪や犯罪被害を発生させないように、地域の防犯力を高め、犯罪に強い地域づくりを進めることが重要です。
- 地域の防犯力を高めるためには、市民のパトロール活動による地域を見守る目を増やすことや、犯罪が起りやすいと思われる場所へ防犯カメラや街灯を設置するなど、犯罪が起りにくい環境をつくる必要があります。

■ 施策の方向性 ■

犯罪に強い地域づくりを進めるため、地域や民間協力団体等と協力して、パトロール活動をはじめ、地域における防犯活動の支援を行います。

■ 施策の内容 ■

(1) 市民の主体的な防犯活動の支援

- ◇ 防犯協会等が地域で自主的に行うパトロール活動に対して、支援用品を貸与及び防犯意識啓発グッズを配付等の支援を行います。〔総合防災安全課〕
- ◇ 小学校区域単位で組織されている健全育成推進地区委員会が実施する有害環境調査や防犯パトロール活動を支援することにより、児童が健全に過ごせる環境づくりを行います。〔児童青少年課〕

(2) 犯罪が起りにくいまちづくりの推進

- ◇ 犯罪の未然防止を図るため、自治会や商店街等が防犯カメラや防犯灯を設置する際の助成を行います。〔総合防災安全課〕
- ◇ 特殊詐欺被害防止のため、警察機関と連携して高齢者向けに啓発や特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機の貸出を行います。また、中学校生徒に対しては調布警察署が行うセーフティ教室などの場を通じ、犯罪に巻き込まれないようなSNSの使用方法について周知・啓発を実施します。〔総合防災安全課〕
- ◇ 児童・生徒が登下校中に犯罪被害にあわないよう、避難場所としての「こども家」の普及を図ります。〔社会教育課〕

基本方針5：多機関連携・協働による地域共生のまちづくり

① 関係機関・団体の連携強化

■ 課題・現状等 ■

- 犯罪をした者等の社会復帰支援は、これまでは国が中心となって実施してきましたが、刑事司法手続を離れた者の対応は、地方公共団体が主体となり支援をすることが求められています。
- 犯罪をした者等の支援にあたっては、刑事司法機関をはじめ、保護司会、更生保護ボランティア、医療・保健・福祉関係団体及び機関など、多くの機関との連携・情報共有を強め、更生支援に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

刑事司法関係機関、更生保護関係団体、地域関係団体と医療・保健・福祉関係機関・団体等と連携し、更生支援の取り組みを効果的に推進していきます。

■ 施策の内容 ■

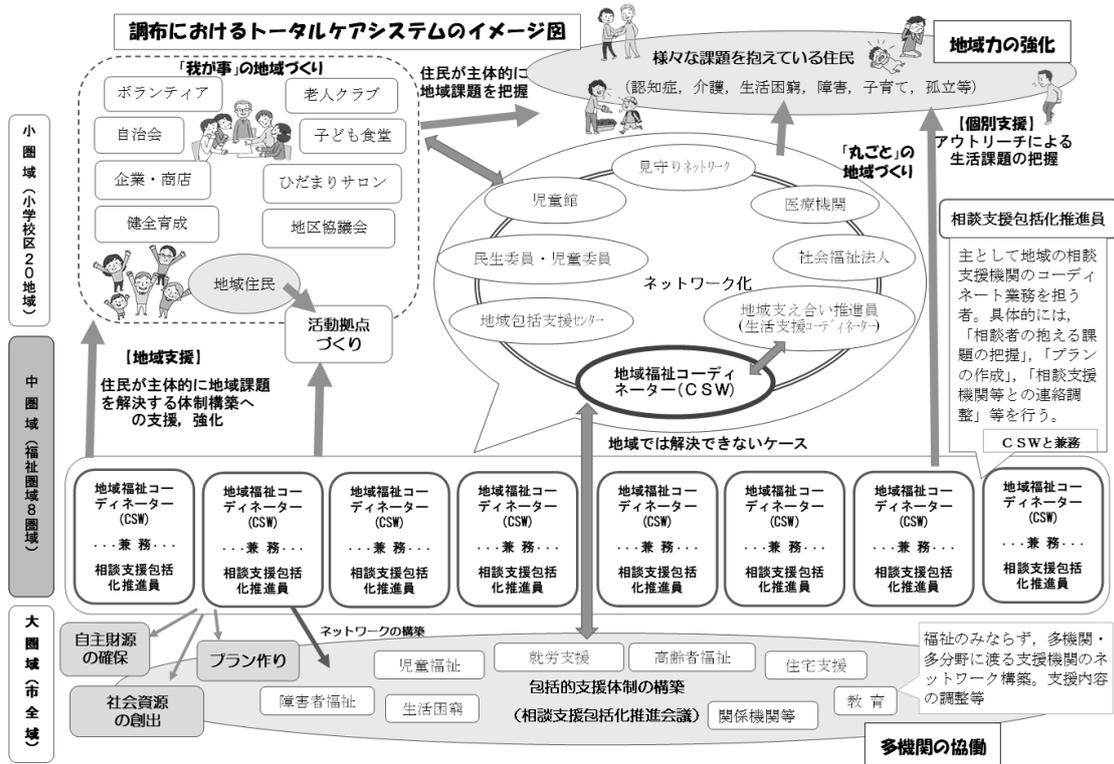
(1)関係機関との連携体制の構築

- ◇ 保護司会、更生保護女性会、民生児童委員等の民間協力者をはじめ、保護観察所、警察等の関係機関及び庁内関係部署間において、更生支援に関する連携体制の構築を推進し、地域課題の解決に努めます。〔福祉総務課〕

(2)地域におけるトータルケアの推進

◇ 地域の中で生きづらさを抱えている人を早期に発見し、適切な支援(保健・医療・福祉等)へとつなげられるよう、地域における見守り体制を強化するとともに、市内の関連部署及び機関のネットワーク強化も図ります。

■ 調布市のトータルケアシステムイメージ図



資料：調布市基本計画

第4章 計画の推進に向けて

4-1 計画の進行管理・評価

本計画の推進のため、PDCA サイクル(P:計画, D:実施, C:評価, A:見直し)の考え方に基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

また、**(協議体)**において計画の進捗状況及び評価について報告を行い、更生支援の推進に必要な事項の検討を行います。

